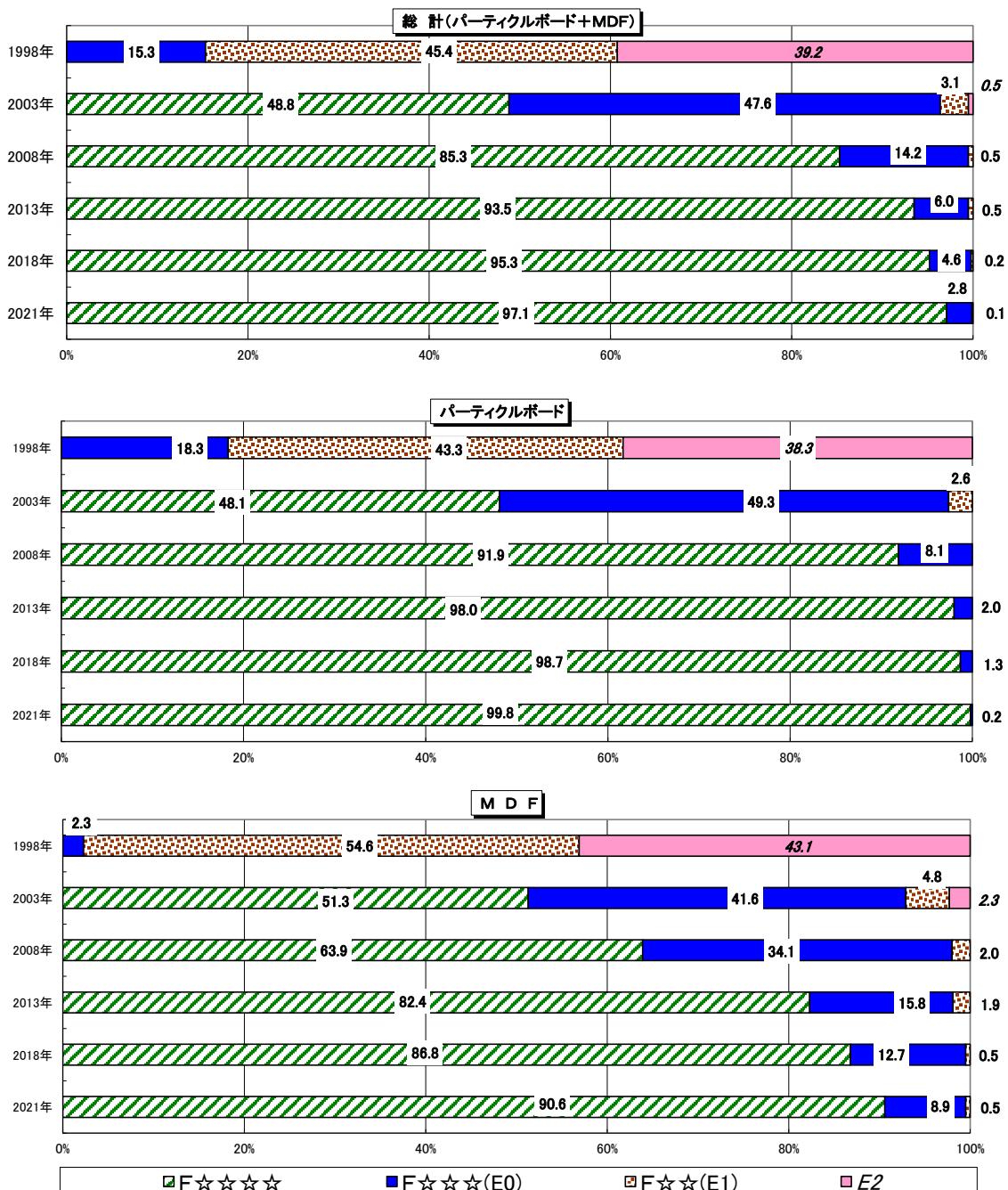


ホルムアルデヒド放散量区分による生産比率

資料：日本繊維板工業会



生産比率推移に 影響を及ぼした政策等

- H9年 ホルムアルデヒドの室内空気濃度指針値公表
厚生省「快適で健康的な住宅に関する検討会議」小委員会報告として公表された。
- H12年 ホルムアルデヒドを含む4物質の室内空気濃度指針値を制定
厚生省生活衛生局長通知として制定された。
- H14年 建築基準法改正（H15年7月施行）
ホルムアルデヒド規制に関する施行令制定。内装仕上げの制限やホルムアルデヒド発散速度が規定された。
ホルムアルデヒド発散建築材料を定める告示制定。MDF、パーティクルボードが告示対象とされたが、F☆☆☆☆等級のJIS製品であれば規制対象外となった。
- H15年 繊維板、パーティクルボードのJIS改正
ホルムアルデヒド放散量による区分からE2タイプが無くなり、E1タイプ・E0タイプがF☆☆等級・F☆☆☆等級にそれぞれ変更され、F☆☆☆☆等級の区分が新設された。

E2製品の生産実績はH18年が最後であった。